国土調査の成果の認証 (政策企画課)..

土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)

土砂災害警戒区域の指定 (砂防課).....

平成二十五年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨........

山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産振興課)....... 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (三件) (県民生活課)...... 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)

... 九

 $\overline{\circ}$

救急病院の認定 (地域医療推進室)....

Щ

П

目

次

○規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)......

平成 26 年 6月27日 (金曜日)

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

山口県知事

村 畄 嗣 政

| 大学のでは、150mmでは、200m 平成二十六年産水稲の指定種子生産ほ場の指定 (農業振興課)...... 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (厚政課)....... 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (厚政課)....... 山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則 (厚政課)....... 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課)...... . 八 八 八 す る。 中ラをクとし、ナをオとし、ネをノとし、ノの前に次のように加える。 第五項」を「同条第九項」に改め、同号へ中「ついて」を「報告を求め」に改め、 山口県規則第三十二 第三十条第一項第一号イ中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に、「同条 山口県事務委任規則 (昭和四十四年山口県規則第二十一号) の一部を次のように改正 平成二十六年六月二十七日 ウ 当該被保護者に対して保護金品を交付する際に徴収金を徴収すること の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収すること。 を受けた者等から費用の額の全部又は一部を徴収し、及びその徴収する額に百分 山口県事務委任規則の一部を改正する規則 法第七十八条の二第二項の規定に基づき、被保護者が申し出た場合において、 法第七十八条の二第一項の規定に基づき、被保護者が申し出た場合において、 法第七十八条第三項の規定に基づき、不正な手段により就労自立給付金の支給

同号

- らナまでとし、夕の前に次のように加える。 乗じて得た額以下の金額を徴収する」に改め、同号中ツをラとし、ワからソまでをタか 費用の額」に、「の徴収を行う」を「を徴収し、及びその徴収する額に百分の四十を 第三十条第一項第一号ツ中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「費用」を 当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に徴収金を徴収すること。 法第五十五条の四第一項の規定に基づき、就労自立給付金を支給すること。
- 第三十条第一項第一号中ヲをワとし、リからルまでをヌからヲまでとし、ヌの前に次 これらの者の雇主その他の関係人に報告を求めること。 法第五十五条の五の規定に基づき、被保護者若しくは被保護者であつた者又は
- のように加える。 条若しくは法第七十八条の規定の施行のために必要があると認める場合におい 法第二十九条第一項の規定に基づき、保護の決定若しくは実施又は法第七十七

て、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めること。

県

は」を加え、同号中トをチとし、への次に次のように加える。 項」に改め、「同条第一項の」の下に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しく 第三十条第一項第一号チを削り、同号ト中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五

者であつた者に報告を求めること。 同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの 法第二十八条第二項の規定に基づき、要保護者の扶養義務者若しくはその他の

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する

平成二十六年六月二十七日

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ 口県知事 村 岡 嗣

政

山口県規則第三十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正 を「第七条第五項」に改める。

第十三条中「第二十四条第五項」

П

項」に改める。 第十五条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四

第一項」に改める。 第十六条第二項中「第十六条」を「第十条第一項」に、「第二十一条」を「第十五条

Щ

第十七条中「第四十四条」を「第二十九条」に改める

四十万千円」を「二百五十三万円」に改め、別記一の一の2の三中「三に」を「二に」 設住宅は」に、「を収容する」を「に供与する」に改め、別記一の一の2の〇中「二百 る」を「に供与する」に改め、別記一の一の2の①中「応急仮設住宅には」を「応急仮 に改め、別記一の一の2の四を次のように改める。 ①中「避難所には」を「避難所は」に、「を収容する」を「に供与する」に改め、別記 の一の1の①中「三百円」を「三百十円」に改め、別記一の一の1の②中「を収容す 別記一の一中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、別記一の一の1の

として設置することができる。 て日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつ

> 表を次のように改める。 円」を「千四十円」に、 の二中「炊出し」を「炊き出し」に、「収容された」を「避難している」に、「千十 別記一の一の2の①中「をこれに収容する」を「にこれを供与する」に改め、 「縁故地帯等」を「縁故地等」に改め、別記一の三の3の○の

			:		た額とする。
〇円を加え	6 〇、七〇	字にあつてけ	〇円を、冬	は七、五〇	に、夏季にあつては七、五〇〇円を、冬季にあつては一〇、七〇〇円を加え
人増すごと	一人を超え一	の額に、五	2、五人世帯	帯については	備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごと
大、100	☆1、100	型100	兲、100	二元、四00	冬季(翌年三月まで)
五 100円	图0~图00	三十七00円	三、九〇〇	1七、八00円	夏季(九月まで)
五人世帯	四人世帯	三人世帯	二人世帯	一人世帯	季別世帯区分

別記一の三の3の〇の表を次のように改める。

					額とする。
円を加えた		李にあつてけ	○円を、冬	は二、五〇	に、夏季にあつては二、五〇〇円を、冬季にあつては三、四〇〇円を加えた
人増すごと	人を超え一	の額に、五	2、五人世帯	帝については	備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごと
宗(100	110~500	14、800	111/1100	九、四〇〇	冬季(翌年三月まで)
八000円	18~1100	11、七00円	七八00円	<u> </u>	夏季(九月まで)
五人世帯	四人世帯	三人世帯	二人世帯	一人世帯	季別世帯区分

記一の十一の4の①中「五千円」を「五千二百円」に改め、別記一の十三の1の①中 を「五十四万七千円」に改め、別記一の九の3中「二十万千円」を「二十万六千円」 「又は」を加え、別記一の六中「災害にかかつた」を「被災した」に、「五十二万円」 た者」を「被災者」に、「、身体」を「若しくは身体」に改め、「捜索し、」の下に 「各般」に改め、別記一の十一の4の①中「三千三百円」を「三千四百円」に改め、別 に、「十六万八百円」を「十六万四千八百円」に改め、別記一の十の1中「四囲」 災害にかかつた者」を「被災者」に改め、別記一の十四を次のように改める。 別記一の四の2の三中「助産婦」を「助産師」に改め、別記一の五中「災害にかかつ 実施上の特例 を

から十三までに定める基準により難い特別の事情があるときは、 知事が内閣総

定する。 理大臣の承認を受けて、当該救助の程度、 方法及び期間を超えて別に特別基準を設

に改める。 号」を「第四条第一号」 別記二中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改め、 に改め、 別記 |の二中「第十条第五号」 別記二の一中「第十条第 を「第四条第五号」

頃」に、「厚生労働大臣」を「 内閣総理大臣」 に改める 別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「※26※※1〜〜 を「 · 赔 9) 祭第

別記第五号様式の注中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」 に改める

労働大田」を「 内國総 川大田」 に改める。 別記第八号様式中「第24条第1項」を「第7条第1項」 に改め、 同様式の注中「細出

備考以外の部分を次のように改める 別記第十一号様式の注2中「第24条第2項」を「第7条第2項」 別記第十二号様式の表中「※27※※15点」 を「第10%第1扇」に改め、 に改める。 同様式の裏の

救 坦 茶 拔

华

(指定行政機関の長等の立入検査等) 第6条 (第1項から第3項まで省略 (第1項から第3項まで省略)

⋟⋧

当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、 す証票を携帯しなければならない。 その身分を示

(第5項省略)

П

(都道府県知事の立入検査等)
前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
と 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させてある場所に立ち入り、必要な報告を求め、又は主該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り

Щ

検査をさせることができる。 第6条第3項から第5項までの規定は、 前2項の場合に準用する

第8条」 別記第十三号様式の注1中「第24条第1項」 に改め、 同注2中「 第24条第2項」 を「 を「 第7条第2項」 第7条第1項」 に改める。 に 第25条」 を

この規則は、 公布の日から施行する。

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

山口県知 事 村 畄 嗣 政

山口県規則第三十四号

山口県災害救助基金規則の一部を改正する規則

山口県災害救助基金規則 (昭和四十年山口県規則第八十六号)の一部を次のように改

正する

第一条中「第三十七条」を「第二十二条」に改める。

第五条中「第三十八条」を「第二十三条」に改める。

第二条中「第四十一条第三号」を「第二十六条第三号」

に改める。

附

この規則は、 公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十六年六月二十七日

山口県知 事 村 畄 嗣

政

山口県規則第三十五号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

る 生活保護法施行細則 (昭和五十八年山口県規則第八号) の一部を次のように改正す

ば 第三条第一項中「省令第二条第一項の書面は、」を「法第二十四条第一項の申請書 に、「又は」を「に、同条第九項において準用する同条第一項の申請書は」 同条第二項中「第二条第三項の書面」を「第一条第五項の申請書」 に改める。 に改

第五条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

療機関等」を「病院等」 条及び第十条の二」を「第十条第二項及び第四項、省令第十条の六第二項、 第十二条の見出し中「書類」を「指定医療機関等に係る書類」に改め、 省令第十条の八、 省令第十四条第二項及び第三項並びに省令第十五条」に、「医 に改める。 同条中「第十 省令第十条

就労自立給付金の支給の申請 本則に次の一条を加える

第十三条 号様式) によらなければならない。 省令第十八条の四第一項の申請書は、就労自立給付金申請書(別記第二十六

別記第七号様式を次のように改める。

第7号樣式(第3条関係)

回

縆

1111

年

田

Ш

社会福祉事務所長

蒸

(11)

世帯画

 $\widehat{\mathbb{H}}$

中無出

刑

 \mathbb{R}

(11)

往氏 名所名所名

(11)

 $\widehat{\mathbb{H}}$

严

(11)

等(以下「官公署等」という。)に必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又 項に限る。)につき、貴社会福祉事務所長が官公署、日本年金機構若しくは共済組合 は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他関係人(以下「銀行等」とい 事項(保護廃止後においては、2及び5については保護を受けていた期間における事 を除く。)の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員に係る下記の 生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条)に報告を求めることに同意します。 第3項

することについて、私及び私の世帯員が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝え ても支障はありません。 また、貴社会福祉事務所長の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告

쌝

- 氏名及び住所又は居所
- 健康状態 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況

の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)

資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養

支出の状況

備光 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

兀

県

別記第二十五号様式の次に次の一様式を加える。

忌品無十八号様式中「第24条第6項」を「第24条第10項」U、「資産」を「資産及び 第26号樣式(第13条関係)

烬

北 ⊪ 片 浴

立

串 # 빪

1111

併

回

Ш

社会福祉事務所長

燕

申請者

佳 氏 严 色

類を添えて申請します。 下記のとおりですから、生活保護法の規定による就労自立給付金の支給を、関係書

뱅

保護	***	ži 5	¥ €	€ €	‡ ‡	
保護を必要とし なくなった事由						Я
						മ
					博畫出	続 柄
	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	性別
	併	弁	併	年	弁	生年
	田	月	田	月	田	Д
	Ш	П	ш	Ш	Ш	Ш

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

П

名

称

萩むらた病院

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

附



山口県告示第二百十二号

IJ 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年六月二十七日

所

在

地

山口県知事

村

畄

嗣

政

認定が効力を有する期限

平成二九、 七、二三

萩市大字今古萩町三〇の一

山口県告示第二百十三号

の市町の区域内のほ場を平成二十六年産の水稲の指定種子生産ほ場として指定した。 その関係書類は、 主要農作物種子法 (昭和二十七年法律第百三十一号)第三条第一項の規定により、 山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供 次

平成二十六年六月二十七日

Щ

山口県知事 村 畄 嗣

政

 \equiv 八九五 市町名

面積 (アール)

四 八〇六

周 Щ 口市

南 市

山口県告示第二百十四号

の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成二十五年法律第百一号) 第十八条第一項

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村 畄 嗣

政

農用地利用配分計画の概要

一〇五、七三三	ノ堀五一ほか四二筆宇部市大字棯小野字三	宇部市大学		四五 字部市大字棯小野	農事組合法人里山うつ	
(平方メートル) 積	在	所	所	住	氏名又は名称	
受ける土地	賃借権の設定等を受ける土地	賃	る者	権の設定等を受ける	賃借権の設定	

認可年月日

=

平成二十六年六月二十五日

山口県告示第二百十五号

地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、

土

平成二十六年六月二十七日

柳井市土地改良区 土地改良区の名称

施行地区

見貫池地区

事業の種類

山口県知事

村

畄

嗣

政

ため池の整備

平成二六、

六、一六

認 可 年 月 日

山口県告示第二百十六号

安林の指定を次のとおり解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

保

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村 畄 嗣

政

大島郡周防大島町大字家房字打ノ前三四〇の五(次の図に示す部分に限る。

=保安林として指定された目的

解除予定保安林の所在場所

魚つき

Ξ 解除の理由

道路用地とするため

「次の図」は、 省略し、 その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産

業建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。

六

号 山口県告示第二百十七号

予定である旨の通知があった。 二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

四の一、四二四の三 一、九七○の四二、九七○の四七から九七○の五一まで、字下田床一三九六 八の一、九六八の六、九六八の八から九六八の一九まで、字宮河内七町九六九の一、 二、徳地船路字野谷越九六七の一、九六七の三三、九六七の三六、字宮河内長迫九六 九六九の四一、九六九の五〇、九六九の五一、字宮河内鳥落九七〇の一、九七〇の 岩国市錦町広瀬字小茅野一四五六の二五、一四五六の四六、一四五八の一、四二一 山口市徳地引谷字生山四一の一、四一の二、四一の九、字杉山四二の二、四二の二

二 保安林として指定された目的 広一九〇九から一九一一まで

周南市大字金峰字久三郎一九〇一、字わき山一九〇二、一九〇四、一九〇五、字長

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

Щ

主伐に係る伐採種は、定めない

2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地引谷字僧ケ浴六六六から六七一まで

三七の一から四三七の三まで、四五二、御庄字市の後六三九の一 岩国市持国字岡畑一〇、阿品字日宛道二八七の一、二八八の一、柱島字奥大津江四

字大谷一八五二、一八五三、字中尾一八七八、字立畠一八九二 谷一〇六八の二、一一七三の二、大字鹿野中字ヨセギ三二二の一・字奥西平三二三の 一・字奥東平三二五の一 (以上三筆について次の図に示す部分に限る。) 、大字金峰 周南市大字須万字柏ケ谷二一七、二一八、字市ケ迫七九二から七九五まで、字上長

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、 主伐は、 択伐による。

部分に限る。) 岩国市阿品字日宛道二八七の一・二八八の一(以上二筆について次の図に示す

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第二百十八号

り解除する。 二十二年山口県告示第三百八十三号)により指定された区域についての指定を次のとお 第五十七号)第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示 (平成 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

米光(-)(7) 解除に係る区域の名称

解除に係る区域の範囲

定を次のとおり解除する。

平成二十六年六月二十七日

第五十七号) 第八条第八項の規定により、

(平成二十二年山口県告示第三百八十四号) により指定された区域の全部についての指

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示

山口県告示第二百二十号

Ξ

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

Щ

港湾課に備え置いて縦覧に供する。

「次の図」は、

省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

急傾斜地の崩壊

区域の範囲

米光(-)(7)

次の図のとおり

区域の名称

号 Ξ

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

港湾課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

山口県告示第二百十九号

第五十七号) 第六条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 土砂災害警戒区域として次の区域を指定す

平成二十六年六月二十七日

山口県知事

村 畄 嗣

政

平成二十六年六月二十七日

山口県知事

村

畄 嗣 政 す る。

第五十七号)第八条第一項の規定により、

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定

山口県告示第二百二十一号

港湾課に備え置いて縦覧に供する。

「次の図」は、

省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

急傾斜地の崩壊

Ξ

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

区域の名称

米光(-)(7)

区域の範囲

次の図のとおり

Ξ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

兀 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

港湾課に備え置いて縦覧に供する。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

山口県知事 村 畄 嗣 政

(二〇二) 国土調査の成果の認証 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査

解除に係る区域の名称 の成果を次のとおり認証しました。

米光(-)(7)

八

平成二十六年六月二十七日

山口県知事

村

畄

嗣

政

国土調査を行った者の名称等

.771)		711 -
美 祢 市	下 関 市	名行国 称っ土調 た者のを
平成二十五年三月二十三日まで平成二十二年六月八日から	平成二十五年十二月十七日まで平成二十三年四月二十八日から	国土調査を行った期間
美祢市地籍簿	下関市地籍簿下関市地籍図	成果の名称
東厚保町山中の一部	豊北町大字田耕の一部	国土調査を行った地域

認証年月日

平成二十六年六月二十七日

(二OII) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

縦覧に供します。 月十一日までの間、 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年八 山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村 畄 嗣

政

申請のあった年月日

Щ

П

平成二十六年六月十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 田布施町まるごと公園化プロジェクト

表 者 の 氏 名 称 田川一郎

主たる事務所の所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷三四三九番地の一〇

Ξ 定款に記載された目的

寄与すること。 化を図り豊かな自然環境を創出するための諸事業を行い、 田布施町民及び田布施町を訪れる方々に対し、遊休農林地有効利用による地域活性 自律的な地域社会の形成に

(二〇四)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します 変更後の定款は、平成二十六年八月四日までの間、 山口県環境生活部県民生活課及び

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十六年六月四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 名 称 特定非営利活動法人山口女性サポートネットワーク

代 表 者 の 氏 名 小柴

主たる事務所の所在地 宇部市大字際波三五九番地の九〇

(二〇五)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します 書及び活動予算書は、平成二十六年八月五日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課及

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十六年六月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 名 特定非営利活動法人長門市手をつなぐ親の会

表 の 氏 名 福田

主たる事務所の所在地 代 長門市油谷新別名九六四番地

報

(二〇六)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

書及び活動予算書は、平成二十六年八月十一日までの間、 において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課

平成二十六年六月二十七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 名 称 特定非営利活動法人ライフワーク支援機構

代 表 者 の 氏 奥谷 祐司

主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目三番五号

(二〇七) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

の計画を次のとおり公表します。 う。) を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、 の規定により、 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成八年法律第七十七号) 第四条第七項 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」とい 変更後

平成二十六年六月二十七日

Щ

П

山口県知事 村 畄 嗣 政

海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

基本理念

- 用していくことが必要である。 図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、 られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を 移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推 合理的に利
- 源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資

より、 係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するととも 知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関 に、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることに 漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

0

漁獲量及び漁獲努力量の管理

- な管理措置を講じる。 定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一 適切
- 2 について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量
- 3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、 な指導及び監督を行う。 漁業者等に対し、
- 資源管理指針・資源管理計画の推進

的かつ計画的な資源管理を図る。 を内容とする資源管理計画について、 を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置 持続的な漁業生産を確保するため、 海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容 漁業者等による作成及び実施を推進し、 総合

第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する

画に基づき、数量を変更することがある。 し、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計 五年及び平成二十六年の管理の対象となる期間及び数量は、 本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十 次のとおりである。ただ

せることなく、 れる第一種特定海洋生物資源については、「 若干」とし、現状の漁獲努力量を増加さ また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認めら 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

∤ (E 1 0	a d	見 るご	X
				分
	平成二十五年一月から同年十二月まで	平成二十六年一月から同年十二月まで	平成二十五年一月から同年十二月まで	期間
	若干	六、〇〇〇トン	六、000トン	数量

まさば及びごまさば 平成二十六年七月から平成二十七年六月まで 若干 平成二十六年一月から同年十二月まで 若干

源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項三の採捕の種類別、海域別の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資

本計画に基づき、数量を変更することがある。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基五年及び平成二十六年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

られる漁業については、明示しないこととする。響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認めまた、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影

					I	
"	11	"	11	まあじ	D	
				U	5	}
定置漁業』という。) 定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型	すくい網漁業	敷網漁業	小型まき網漁業	中型まき網漁業	打 7	ii O
下「大型」若干	若 干	 若 干	 若 干	四、八〇〇トン	平成二十五年	
<u>*</u>					十 五 年	数
若干	若干	若干	若干	四、八〇〇トン	平成二十六年	量

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

ため、当該漁業者間の話合いを進める。中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進する

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、

まいわし

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努

まさば及びごまさば

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努

するめいか

るように努める。 ら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となが大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しなが

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関す

る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。二十五年及び平成二十六年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成

١J	まこ		-	2000		X
	こ が れ		į	5		分
利润	重型機船底が が変えが		₹ 1	さつう范囲魚美		採
=	F (J)		ジ糸	記		捕
乙約第二	に 発網 急		》 第	Á É		Ø
利	三業 重 百二					種
当に同	(手 編 第 第 二					類
厚防漢		瀬戸内海				海
漢	ĺ	, , ,	5	, [内 与	域
	十日まで同年二年	月三十日まで一日から同年十一年成二十六年九月	月三十日まで一日から同年十一日から同年十月	月三十一日まで十六日から同年七	月十平 三六成 十日二 一か 一	期
	同五 年年 二月	ま同六 で年年 十九 一月	ま同五 で年年 十九 一月	日ら六 ま同年 で年六 七月	月三十一日まで 一六日から同年七 一六日から同年六月	間
		 = 	 = 	六	六	量(隻日)
	一、六八五	三、四五五	一三、四五五	六、七八七	六、七八七	豊 日)

事に報告されるような体制の整備を進める。

その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

るとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導す

第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、

資源に関する

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状

調査及び研究の充実強化を更に進める。

山

七

శ్ఠ 十日まで
一日から同年二月 _ 六八五

六 物資源の採捕の種類別、 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、 海域別又は期間別の量に関する事項 第二種特定海洋生

次のとおりとする。 二十五年及び平成二十六年の量について、採捕の種類別、 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成 海域別又は期間別の量は、

1		+			-		
	(1	まこ		₹ 1	<u> </u>		X
	<i>(</i> 1	が れ		Ē	ò		分
	網漁	小 型		網漁	さわら		+57
	業 及	機 船			•		採
	びけ	底 び			たい		捕
	に網絡	さ 網 油			まか		の
	業に	小型機船底びき網漁業 (えび			がつ		種
	限 る。	え び			・まながつお流さし		類
	$\overline{}$	こ ぎ					
	月 	引 方	周 防 <u>灘</u>		び 伊	安芸	海
	漢	#	灘		予	安芸灘及	域
	十一平日日成	十一平日日成	月三十日まで一日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	月三十日まで 一日から同年十一 平成二十五年九月	月三十一日まで 十六日から同年七 平成二十六年六月	月三十一日まで十六日から同年七	期
	十日まで同年二年	十日まで同年二年	十か二日ら十	十か二日ら十	十日二	 十日二 一か十	743
	同六 年年	同五 年年	ま同六で年年	ま同五で年年	日ら六ま同年	日ら五ま同年	
	月月	月月	一月	一月	で年六七月	で年六七月	間
	_	_	_	_			量
			= =	= =	六	六	量(隻日)
	一、六八五	一、六八五	四五五五	四五五五	六、七八七	六、七八七	旦
		Д			T	T	

平成二十五年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

により、平成二十五年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告しま 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第二十二条第三項の規定

平成二十六年六月二十七日

す。

山口県市町村職員共済組合理事長 中 村 秀 明

Ī	
	具信刈照衣及び損益計昇書の安
	と
	K
	X
	7
	彭
	픠
	耳
	対
ı	m

平成26年 6 月27日 金曜	la ц	口 県	報 (定期)	第 2571 号
中 本 本 条	計 (支 出) 給付・一部負担金払戻金 や 目 報 酬 ・ 臁 目 給 与	NT OT	掛金・任意継続掛 施設収入・商品売上 連合会交付 利息及び配当	貸借対照表及び損益計算書の要旨区 分 短 期(収 入)負 担 金 5./0%.2
温 二 二 二 二 二 二 二 二 二	世 田 田 発 田 発 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	収 入 繰入金 払準備金	売井売上げ金金金	満 計 金 金
	11, 592 551 4, 853, 854	509, 206 756, 206	5, 2/3, 606	1書の要旨
	23, 051, /2/		8, 048, 657	長期
	%. 458 %. 458	OF 1158	9.5. 458	預託金管理
15, 209	260,040		60.	** % %
			N	第
2. 720	79. 884	5, 334	2/2.05/	@
1, 362 1, 246 67, 874 20, 520	302, 625	2. 558 80. 000	220, 056	音
				-T}
3, 006	145, 987	/3,708	497. 372	(4)
		/0.		単位十
7, 343	8.504	101, 229	526	1 日 全

行行
人所
ЩЩ
県
知県
事庁

平成2	26年 6	月27	'日 🕏	金曜日		Щ			県	ļ	報		(定其	月)	Ś	第 25	71 号	
	利益剰余金又は欠損金(△)	資本剰余金	支 払 準 備 金	当期利益金又は当期損失金(△)	뿌	次年度繰越支払準備金	他稻理~繰入金	その他支出	掛金払込金	負担金払込金	連合会拠出金	連合会払込金	介護納付金	退職者給付拠出金	老人保ケ数出金	後期高齢者支援金	前期高齢者納付金	支 払 利 息
	1, 261, 009		747, /48	72, 979	//,5/9,578	747, 148	30, 922	8, 95/			344, 738	/29,5/3	732. 038	449,5/8	60	1,867,081	2, 355, 755	
					23, 05/, /2/				8, 048, 657	/5, 002, 464								
					95, 458													95, 458
	/97,4//	52, /83		4, 607	255, 433			/03, 359										
	762, 74/	25, 350		35, 50/	402, 220		80, 000	287, 8/9										
	△ 2/0, 259	755, 282		△ /3, /30	3/5, 755			/52, 329										
	2, 668, 885			169, 359	341, 721			43, 027										247, 42/
	267, /35			△ 5, 758	/07, 5/3			1,772				4, 793						9/,003